

令和3年度埼玉県交通安全実施計画の変更点について

第2章交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底

(5) 成人に対する交通安全教育 (P37)

・変更前

(イ) 雇用者等に対する交通安全教育の推進

職場における交通安全教育の中で、雇用者等が従業員に行うものが効果的であることから、安全運転管理者等に対する法定講習のほか、交通安全推進事業所協会等関係団体が行う講習会活動に対し必要な助言と支援を行います。

(警察本部交通総務課)

・変更後

(イ) 雇用者等に対する交通安全教育の推進

職場における交通安全教育の中で、雇用者等が従業員に行うものが効果的であることから、安全運転管理者等に対する法定講習のほか、交通安全推進事業所協会等関係団体が行う講習会活動に対し必要な助言と支援を行います。

また、宅配やデリバリー需要の高まりとともに、飲食店等の依頼を受けて配達を行う自転車の利用形態が進む中、自転車配達員等に対する交通安全教育を行うことが必要であることから、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや、交通安全講習会への助言や支援を行います。

(警察本部交通総務課)